第５回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

■ 事業報告

・会社の新株予約権等に関する事項

・会計監査人の状況

・業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

・業務の適正を確保するための体制の運用状況

■ 計算書類

・株主資本等変動計算書

・個別注記表

and factory株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス（https://andfactory.co.jp/ir/others/）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第３回新株予約権
発行決議日		2016年８月30日
新株予約権の数		642個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　51,360株 （新株予約権１個につき80株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使価格		１個当たり12,720円 （１株当たり　159円）
権利行使期間		2018年９月１日から 2026年８月31日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外役員除く。）	新株予約権の数　　360個 目的となる株式数　　28,800株 保有者数　　３名
	監査役	新株予約権の数　　８個 目的となる株式数　　640株 保有者数　　１名

(注) １．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。
② 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
④ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

２．2019年８月１日付で行った１株を２株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使価格」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,748千円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	19,748千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 2．当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

② 監査役会は、監査役会規程に則り、監査役会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

③ 他の業務執行部門から独立した代表取締役が指名する内部監査担当者が、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。

④ コンプライアンス規程にて内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程を定め、株主総会、取締役会の議事録やその他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定めております。

② リスク管理体制については代表取締役が指揮し、個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応策を行い、取締役会にその内容を適宜報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

① 各Divisionにおいては、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保しております。

② 取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にしております。

③ 取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行っております。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立しております。

② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営しております。

③ 代表取締役が指名する内部監査責任者は、内部監査規程に従い、法令、定款及び社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果及び改善課題を代表取締役に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認しております。

④ コンプライアンス規程に従い、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施等によりコンプライアンス意識の徹底を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

① 監査役が必要と認めた場合は、従業員を監査役の補助にあたらせております。

② 監査役補助従業員を設置した場合は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知しております。

③ 監査役補助従業員の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとしております。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は取締役会に出席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告しております。

② 内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報を受け付ける窓口として、社内窓口を常勤監査役、外部窓口を弁護士とするとともに、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、会社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止しております。

③ 業務執行取締役は、定期的又は監査役の求めに応じて、担当する業務のリスクについて報告しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査役が会計監査人、内部監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備しております。

② 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について会社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができることとなっております。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に会社に償還を請求することができ、会社は、当該請求にかかわる費用が監査役の職務執行に必要ではないことを証明した場合を除き、これを拒まないものとしております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用しております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力対応規程において、当社役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもたず、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応しております。

② 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程に基づき、毎月１回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度は取締役会を18回開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) コンプライアンス及びリスク管理体制について

コンプライアンス規程その他の社内規則に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、法令及び社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス態勢の見直しを行いました。当社のコンプライアンス違反行為については、従業員が直接通報を行える内部通報制度を整備の上、全従業員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。また、リスク管理規程に基づき、代表取締役の指揮の下リスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

(3) 監査役の職務執行について

監査役会規程に基づき、監査役会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議へ出席し、業務の執行状況や損失の危険、職務執行の効率性及び適法性等を把握するとともに、その内容について監査役会に報告を行いました。当事業年度は監査役会を13回開催し、監査役間での積極的な意見交換を行った他、会計監査人や内部監査人と連携を図り、取締役及び従業員の職務の執行状況を監査しました。

(4) 内部監査の実施について

代表取締役直属の内部監査担当者が、監査役とも連携し、当社を対象として内部監査を実施しております。内部監査の結果は、取締役及び監査役に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

株主資本等変動計算書

（2018年９月１日から
2019年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	34,420	33,420	33,420	385,220	385,220
当期変動額					
新株の発行	508,346	508,346	508,346	－	－
新株の発行（新株予約権の行使）	497	407	407	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	327,918	327,918
当期変動額合計	508,843	508,753	508,753	327,918	327,918
当期末残高	543,263	542,174	542,174	713,138	713,138

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	－	453,060	453,060
当期変動額			
新株の発行	－	1,016,692	1,016,692
新株の発行（新株予約権の行使）	－	905	905
自己株式の取得	△452	△452	△452
当期純利益	－	327,918	327,918
当期変動額合計	△452	1,345,063	1,345,063
当期末残高	△452	1,798,123	1,798,123

個　別　注　記　表

重要な会計方針

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～15年
工具、器具及び備品	３～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウエアについて、社内における見込利用可能期間（３～５年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表関係）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号　平成30年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

前事業年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」（当事業年度262,763千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当事業年度において、本社の移転時期を決定したため、移転後利用見込のない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、不動産賃借契約に伴う原状回復義務については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、支出発生までの見込期間を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ10,615千円減少しております。

また、翌事業年度以降の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が総額54,285千円減少いたします。

貸借対照表に関する注記

※担保に提供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に提供している資産

仕掛販売用不動産	230,000千円
計	230,000千円

(2) 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	268,297千円
計	268,297千円

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末（株）
普通株式	4,210,520	5,284,120	－	9,494,640
合計	4,210,520	5,284,120	－	9,494,640

(注) １.当社は、2019年８月1日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

２.増加の内訳は次のとおりであります。

公募による新株の発行	430,000株
2019年８月１日付株式分割による増加	4,747,320株
新株予約権の行使	106,800株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式　189株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　364,320株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	5,195千円
未払事業税	5,213 〃
未払賞与	11,307 〃
株主優待引当金	3,153 〃
減損損失	816 〃
その他	2,815 〃
繰延税金資産小計	28,503千円
評価性引当額	△309 〃
繰延税金資産合計	28,194千円
繰延税金負債	－千円
繰延税金資産純額	28,194千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、すべて１年内の支払期日であります。借入金は当社の運転資金の調達や&AND HOSTEL事業における物件取得資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、主要取引先の定期的なモニタリングや、取引先ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき、財務経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当期の決算日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２)を参照ください。）。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	1,352,934	1,352,934	－
(2) 売掛金	484,044	484,044	－
(3) 立替金	278,451	278,451	－
(4) 敷金及び保証金	261,443	248,150	△13,293
資産計	2,376,874	2,363,580	△13,293
(1) 買掛金	98,301	98,301	－
(2) 短期借入金	65,000	65,000	－
(3) 未払金	400,872	400,872	－
(4) 未払法人税等	108,757	108,757	－
(5) 長期借入金 (*)	486,488	486,488	－
負債計	1,159,420	1,159,420	－

(*) 長期借入金には１年内の返済予定分を含んでおります。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに (3) 立替金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、並びに (4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入れた場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※１)	78,597
敷金及び保証金（※２）	1,320

（※１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（※２）敷金及び保証金のうち、市場価格がなく、返還までの期間を算定することが困難な部分については、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　189円39銭

１株当たり当期純利益　　34円77銭

（※）当社は2019年８月1日付で、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(販売用不動産の購入)

当社は、2019年10月７日開催の取締役会において、販売用不動産の購入について、決議いたしました。

概要は以下のとおりであります。

１．取得の目的

当該販売用不動産の購入は、当社のスマートホステル「&AND HOSTEL」事業における物件販売のための購入であります。

２．販売用不動産（土地・建物）の内容

①所在地	東京都台東区
②構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根12階建
③用地面積	313.3㎡（94.77坪）
④物件引渡日	2019年12月27日まで
⑤取得価格	（注）
⑥資金計画	借入により充当

（注）取得の相手先の都合により、非開示といたしますが、当社の2019年８月期の純資産の額の30％相当額を大きく上回る見込みであります。

３．資金の借入の概要

上記販売用不動産の取得資金に充当するため、金融機関からの借入を行う予定でありますが、現時点では借入金額を含め未定であります。

４．業績への影響

当該販売用不動産の取得による2020年８月期の業績に与える影響は軽微であります。